

## [事案 28-308] 死亡保険金等支払請求

・平成 29 年 4 月 6 日 裁定打切り

### <事案の概要>

「代表受取人による保険金等の請求に関する同意書」は偽造されたものであることを理由に、死亡保険金等のうち、自分の受取分の支払いを求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 60 年 11 月に被保険者が契約した終身保険について、被保険者が死亡したことに伴い、もう一人の死亡保険金受取人である自分の弟が保険金受取人代表者として死亡保険金請求手続きを行った。しかしながら、「代表受取人による保険金等の請求に関する同意書」における自分の署名は偽造されたものであり、自分は弟が 0 死亡保険金等を受け取ることに同意したことはないため、死亡保険金等のうち申立人の受取分（半額）を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 申立人は、申立人の弟が死亡保険金等の全額を代表受取人として受領することに同意していたことから、当社が代表受取人に申立人の受取分を含む死亡保険金等の全額を支払ったことは有効な弁済に当たり、申立人の請求権は消滅している。
- (2) 仮にそうでないとしても、上記請求に先立ち、申立人の弟を代理人に選任する旨の申立人の委任状が実印を押捺されて当社に提出されているため、(1)と同様に申立人の請求権は消滅している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、審理にあたり、申立人の弟に対する事情聴取も不可欠であるが、第三者であるため実施できないことから、申立人に事情聴取を実施しても事実確認の目的が達成できないため、事情聴取は実施しなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 本件を適正に審理するためには、前記「同意書」や委任状の真否を鑑定するための鑑定が不可欠であるうえ、これらの作成過程について慎重に事実認定をする必要があるため、申立人の弟に対する事情聴取も不可欠である。また、問題の重大性を考慮すれば、この事情聴取においては、保険会社の反対尋問権も保障される必要がある。
- (2) さらに、申立人の弟は、もし保険会社が支払済みの死亡保険金等の半額を申立人に支払うこととなったときには、保険会社から同額を不当利得として返還請求される立場にあるため、申立人の弟の反論・反証の手続的保障も必要である。
- (3) 当審査会は上記の厳格な証拠調べ手続等を有しておらず、本件において的確な事実確認を行い、適正に解決するためには、裁判所における訴訟手続によることが相当である。